

## 岡山県女性活躍推進等就業環境整備支援モデル事業補助金 「補助対象」の判断基準

### 補助対象となる施設

#### ○女性専用施設

- ・トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等の新增設又は改修
- ・和式トイレから洋式トイレへの改修
- ・男女トイレの入り口が共通であるものを壁で完全に分離する改修

#### ○安全確保施設

- ・スロープ、滑り止め等（妊婦等の安全確保）の新增設又は改修
- ・女性従業員の安全を確保するための監視カメラ（外部からの侵入防止・抑制等）や街灯・ポールライト（夜間通行時等の安全確保）の新增設又は改修

#### ○その他、女性の就業環境改善に資する施設・設備

- ・調理や保温設備等（女性活躍に必要と認められるもの）、分煙設備の新增設や改修

### 補助対象となる経費

- ・男女兼用トイレが1つで、女性専用トイレを増築する場合、増築に係る便座等一式と壁やドアの設置などが対象になります。
- ・男女兼用の更衣室が1つで、それを分割して、女性専用の更衣室を作る場合、新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが対象になります。
- ・既存の女性専用トイレを改修する場合、洗浄機能付き便座への変更や洗面台、疑似流水音装置等、新たな機能の追加を伴う改修は対象になります。

### 補助対象とならない施設

- ・利用客のサービス目的の施設や、業務で使用する機械器具を安全に使用するための施設等、事業活動に直接使用される施設
- ・製造ラインやオフィス内の監視等、事業活動を直接監視するために設置する監視カメラ

### 補助対象とならない経費

- ・古くなった施設等の単なる更新
- ・撤退した企業の事業場等を譲り受け、その事業場等を譲り渡すための改修
- ・建物賃貸借契約等により借りている施設の改修
- ・建物賃貸借契約等により他社に貸し出している自社建物（申請企業以外の従業員が使用する施設）の改修
- ・男女共用トイレの個室を和式から洋式へ改修
- ・古くなったトイレ設備の更新など、既にある設備機能の向上に伴う改修